

2009年2月10日

お客様各位

伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社
代表取締役 新納清栄

不祥事件の発生について

今般、弊社が管理業務を受託させていただいておりますマンションにおきまして、社内調査の結果、弊社元社員が担当しておりました管理組合(5組合)の資金についての不祥事件および1組合について誤請求の事実が判明いたしました。

弊社では、判明後速やかにご迷惑をおかけいたしました管理組合様を訪問し、お詫びと事態修復ならびに再発防止等をご説明させていただきました。加えて今般、所管監督官庁に経過をご報告いたしました。

お客様ならびに関係各位の皆様にご多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを衷心よりお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、今回の事態を重く受け止め、今後も所管監督官庁のご指導をはじめ、当該管理組合様はもとより全ての管理組合様への管理業務遂行にあたり、再発防止策を徹底し、信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

記

1. 事件の概要等

- (1) 弊社横浜支店に在籍していた元社員(2008年7月退職済)が、在籍中の2002年7月より2007年12月までの間、担当していた5件の管理組合様の資金、総額3,763,442円を着服していたことが、社内調査により判明したものです。
- (2) 弊社では、上記事実を確認後、速やかに管理組合様にご報告とお詫びをさせていただき、毀損金額について直ちに弁済させていただきました。
- (3) 当該元社員につきましては、退職後にかかる不祥事件が判明したこともあり、弊社顧問弁護士と相談のうえ、損害の補填を含め厳重な制裁を課しております。
- (4) 加えて、本件調査の過程で、上記5組合のうち1組合において管理開始より1年間、管理受託費を総額7,443,678円約定より多く受領していたことが判明したため、速やかに当該管理組合様にご報告とお詫びのうえ直ちに返金させていただきました。

2. 再発防止策

弊社といたしましては、今回の不祥事件を深く反省し、これを契機に、業務手順の大幅改定と組織改編による牽制機能の強化、ならびに再発防止手段とコンプライアンス遵守についての社員教育をより一層強化し、再発防止に努めてまいります。

3. 関係者の処分

本件の責任を明確にするために、関係者に対し弊社規定に基づき厳正に処分を実施いたしました。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
経営企画部 島田健太郎
03(3662)5105